

後期高齢者医療制度



個人ごとの保険料額や納付方法については、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

平成 26・27 年度の
保険料率が決定！

■保険料率

	平成 26・27 年度	平成 24・25 年度
均 等 割 額 (一 人 あ た り)	4 7 , 6 0 3 円	4 6 , 0 0 3 円
所 得 割 率 (所 得 に 対 し て)	9 . 7 0 %	9 . 1 4 %

■兵庫県の平成 26・27 年度の保険料の計算方法

保険料（年額） （上限 57 万円）	=	均等割額 4 7 , 6 0 3 円	+	所 得 割 額 (総所得金額等－基礎控除額 33 万円) × 所得割率 9 . 7 0 %
-----------------------	---	-----------------------	---	--

■所得の低い方の保険料額の軽減について

次の方は、平成 25 年中の所得に応じて、平成 26 年度の保険料額が軽減されます。平成 26 年度から、5 割および 2 割の軽減対象を拡大しました（5 割の軽減の基準について、24.5 万円を乗ずる被保険者数の範囲に被保険者である世帯主を含めるように変更しました。また、2 割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を 35 万円から 45 万円に変更しました）。

①均等割額

被保険者と世帯主の総所得金額等が次の基準以下の世帯		軽減割合と軽減後の均等割額
基礎控除額 (33 万円)	被保険者全員の各所得が 0 円（年金所得は控除額を 80 万円として計算）	9 割 保険料 4,760 円 / 年
	上記以外	8. 5 割 保険料 7,140 円 / 年
基礎控除額（33 万円）＋ 24.5 万円×被保険者の数		5 割 保険料 23,801 円 / 年
基礎控除額（33 万円）＋ 45 万円×被保険者の数		2 割 保険料 38,082 円 / 年

②所得割額

所得割額算定にかかる所得（総所得金額等－基礎控除額 33 万円）が 58 万円（年金収入のみの場合は 211 万円）以下の方は所得割額が 5 割軽減されます。

③後期高齢者医療制度加入前に会社の健康保険等の被扶養者だった方

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が 5 割軽減されます。さらに、特例として、平成 26 年度は均等割額が 9 割軽減され、年額 4,760 円となります。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象になりません。

問 国保・医療課（氷上保健センター内） ☎ 82 - 6690

問 兵庫県後期高齢者医療広域連合（コールセンター） ☎ 078 - 326 - 2021

■老人医療費助成事業

国の医療制度の特例措置の廃止により、70～74 歳（前期高齢者）の健康保険の自己負担割合が 2 割に変更されることから、65 歳～69 歳までの方の老人医療費助成事業の自己負担割合などを見直します。

■対象者 / 市内に住所があり、65 歳到達月の初日から 70 歳到達月の末日までの方（ただし、1 日生まれの場合は前月の末日までの方）

■所得要件 / 市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が 80 万円以下の方

■一部負担金

* 現行

負担区分	負担割合	負担限度額 / 月	
		外来	入院
本人の年金収入を加えた所得が 80 万円以下の方	2 割	8,000 円	24,600 円
世帯全員が年金収入 80 万円以下かつ所得のない方	1 割		15,000 円

* 変更後 7 月 1 日以降に新たに 65 歳以上になる方（昭和 24 年 7 月 1 日以降に生まれた方）

負担区分	負担割合	負担限度額 / 月	
		外来	入院
本人の年金収入を加えた所得が 80 万円以下の方	2 割	12,000 円	35,400 円
世帯全員が年金収入 80 万円以下かつ所得のない方		8,000 円	15,000 円

※昭和 19 年 7 月 2 日から昭和 24 年 6 月 30 日生まれの方は、経過措置として 70 歳になるまで現行の自己負担割合・負担限度額が適用されます。

■母子家庭等医療費助成事業

兵庫県が実施している母子家庭等医療費給付事業の所得制限の基準が見直されることにより、7 月から、自己負担額が変更されます。市では、ひとり親家庭でも安心して子育てができ、必要な医療が受けられるように、市の単独財源を使って、医療費の助成を実施します。

■対象者 / ①市内に住所があり、18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日を経過していない児童を監護養育している母・父など及びその児童

②市内に住所があり、18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日を経過していない遺児

■所得要件 / 児童の生計を維持、監護している母・父などの所得が、児童扶養手当の所得基準で全部が支給停止となる額未満の方

■一部負担金

* 変更後

負担区分	負担限度額		
	外来	入院	
一般の方	保険医療機関ごとに 1 日 800 円まで（月 2 回まで）	1 割負担 （月 3,200 円まで）	連続して 3 カ月入院した場合は、4 カ月目以降の一部負担はありません
低所得世帯の方	保険医療機関ごとに 1 日 400 円まで（月 2 回まで）	1 割負担 （月 1,600 円まで）	

7 月から

福祉医療費助成制度の一部を変更します

問 国保・医療課（氷上保健センター内）

☎ 82 - 6690